

第六章 水防に関する予報・警報

第六章 水防に関連する予報・警報

第一節 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準

1 気象、高潮及び洪水についての予報・警報等(名古屋地方気象台発表)

水防に関連する気象、高潮及び洪水の警報・注意報は、「注意報」は大雨等の気象現象により災害が発生するおそれのあるとき、「警報」は重大な災害が発生するおそれのあるとき、「特別警報」は重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合に名古屋地方気象台から発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル(警報の危険度分布)」等で発表される。さらに、現象の予告的情報や補完的情報等として気象情報が発表されることがある。

なお、特別警報・警報・注意報は市町村ごとに発表されるが、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「愛知県西部・東部」あるいは「尾張西部・尾張東部・知多地域・西三河北西部・西三河北東部・西三河南部・東三河北部・東三河南部」の名称が用いられる場合がある。

(1) 大雨注意報

大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

(2) 高潮注意報

台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等が避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。なお、夜間から翌日早朝までに高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル4に相当する。

(3) 洪水注意報

河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

(4) 大雨警報

大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は高齢者等が避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。

(5) 高潮警報

台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。

(6) 洪水警報

河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。

(7) 大雨特別警報

大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当する。

(8) 高潮特別警報

台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。

(9) 気象情報

7) 「全般気象情報（気象庁発表）、東海地方気象情報、愛知県気象情報」

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する愛知県気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。

4) 「記録的短時間大雨情報」（気象庁発表）

愛知県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、「キキクル（危険度分布）」で確認する必要がある。愛知県の雨量による発表基準は、1時間雨量 100mm 以上の降水が観測又は解析されたときである。

5) 「土砂災害警戒情報」（愛知県・名古屋地方気象台共同発表）

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（*）を特定して警戒を呼びかける情報で、愛知県と名古屋地方気象台から共同で発表される。土砂災害警戒情報が発表された市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。

（*）土砂災害の危険性が認められない17市町村は発表対象外（一宮市、津島市、江南市、稲沢市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、知立市）

6) 「竜巻注意情報」（気象庁発表）

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、気象庁から愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、気象庁から愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。

この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

7) 「早期注意情報（警報級の可能性）」

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛知県は東部と西部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛知県）で発表される。大雨、高潮に関して、5日先までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(10) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数等の2時間先までの予測値を用いて危険度を

	<p>表示する。常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル 5 に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域（メッシュ）ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測値を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル 5 に相当。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル 5 に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。

大雨・高潮の特別警報発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合

「過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、台風の中心気圧などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断する。」

「数十年に一度」の現象に相当する指標は以下の表に記載する。

・大雨特別警報（警戒レベル 5 相当）の指標

大雨特別警報（土砂災害）の場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数^{*1}の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる 1 km 格子が概ね 10 格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨^{*4}がさらに降り続けると予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。

大雨特別警報（浸水害）の場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨^{※4}がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表する。

①表面雨量指数^{※2}として定める基準値以上となる1 km 格子が概ね 30 格子以上まとまって出現。

②流域雨量指数^{※3}として定める基準値以上となる1 km 格子が概ね 20 格子以上まとまって出現。

※1 土壌雨量指数：降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

※2 表面雨量指数：降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを数値化したもの。

※3 流域雨量指数：降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

※4 激しい雨：1時間に概ね30 mm以上の雨。

・高潮特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する※。

※台風については、指標の中心気圧又は最大風速を保ったまま中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における高潮警報を特別警報として発表する。温帯低気圧については、指標の最大風速と同程度の風速が予想される地域における高潮警報を特別警報として発表する。

警報・注意報発表基準表

一次細分区域	市町村等を まとめた地域	市町村等	警報			注意報		
			大雨	洪水	高潮	大雨	洪水	高潮
西部	尾張東部	名古屋市	別表 1の 基準 による	別表 2の 基準 による	別表 5の 基準 による	別表 3の 基準 による	別表 4の 基準 による	別表 6の 基準 による
		瀬戸市						
		春日井市						
		犬山市						
		小牧市						
		尾張旭市						
		豊明市						
		日進市						
		長久手市						
		東郷町						
		尾張西部						
	津島市							
	江南市							
	稲沢市							
	岩倉市							
	愛西市							
	清須市							
	北名古屋市							
	弥富市							
	あま市							
	豊山町							
	大口町							
	扶桑町							
	大治町							
	蟹江町							
	飛島村							
	知多地域	半田市						
		常滑市						
		東海市						
		大府市						
		知多市						
		阿久比町						
		東浦町						
		南知多町						
		美浜町						
		武豊町						
		西三河南部						
	碧南市							
	刈谷市							
	安城市							
	西尾市							
知立市								
高浜市								
幸田町								
西三河北西部	豊田市西部(※1)							
	みよし市							
東部	西三河北東部	豊田市東部(※2)						
	東三河北部	新城市						
		設楽町						
		東栄町						
	東三河南部	豊根村						
		豊橋市						
		豊川市						
		蒲郡市						
		田原市						

(※1) 豊田市西部：豊田市東部の区域を除く

(※2) 豊田市東部：旭支所、足助支所、稲武支所及び下山支所管内に限る

- 注) 1. 注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表される時は、それまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。
2. 地震の被災地等に対する二次災害防止のため、現象の強さが基準に達しないと予想される場合でも、警報、注意報を発表することがある。

2 津波警報等の種類・内容等（気象庁発表）

地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、気象庁から大津波警報等が発表される。

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報

ア. 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分（一部の地震※については約2分）を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合は、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な

				場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2m ≤ 予想される津波の最大波の高さ ≤ 1 m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

- 注) 1. 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
2. 津波特別警報は、名称に「特別警報」は用いず、「大津波警報」の名称で発表する。「大津波警報」が発表された時は、それが津波に関する特別警報が発表されたという意味である。

イ. 津波警報等の留意事項等

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合がある。
- 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- どのような津波であれ、危険な地域から一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。
また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(2) 津波情報

ア. 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	種類	内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の表参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表

津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

発表中の警報・注意報	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2 m以上	数値で発表
	0.2 m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定される高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値でなく、「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

発表中の警報・注意報	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表

津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
-------	----------	------------------------

イ. 津波情報の留意事項等

- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
 - ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
 - ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報
 - ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次表の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(4) 津波予報区

日本の沿岸は 66 の津波予報区に分けられている。その内、愛知県が属する津波予報区は、次表のとおりである。

津波予報区の名称	津波予報区域	津波予報区域に属する愛知県の市町村
愛知県外海	愛知県(伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸に限る。)	豊橋市、田原市
伊勢・三河湾	愛知県(伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸を除く。)	名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、西尾市、

		蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、田原市、弥富市、飛島村、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
	三重県(伊勢市以南を除く。)	(三重県の市町村は省略)

(別表1)大雨警報基準

令和5年6月8日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
尾張東部	名古屋市	23	145
	瀬戸市	25	141
	春日井市	22	148
	犬山市	23	141
	小牧市	24	148
	尾張旭市	19	162
	豊明市	24	144
	日進市	24	142
	長久手市	25	141
	東郷町	24	142
	尾張西部	一宮市	23
津島市		20	—
江南市		23	—
稲沢市		23	—
岩倉市		23	—
愛西市		23	—
清須市		22	—
北名古屋市		22	—
弥富市		23	—
あま市		18	—
豊山町		19	—
大口町		22	—
扶桑町		23	—
大治町		26	—
蟹江町		22	—
飛島村	22	—	

知多地域	半田市	20	157
	常滑市	18	143
	東海市	17	159
	大府市	22	183
	知多市	20	143
	阿久比町	17	149
	東浦町	22	182
	南知多町	21	162
	美浜町	19	160
	武豊町	19	152
西三河南部	岡崎市	22	165
	碧南市	23	161
	刈谷市	24	204
	安城市	25	162
	西尾市	22	159
	知立市	25	—
	高浜市	23	202
	幸田町	24	165
西三河北西部	豊田市西部(※1)	19	141
	みよし市	18	148
西三河北東部	豊田市東部(※2)	18	159
東三河北部	新城市	24	157
	設楽町	20	170
	東栄町	18	182
	豊根村	18	193
東三河南部	豊橋市	24	166
	豊川市	21	165
	蒲郡市	23	167
	田原市	19	157

(※1) 豊田市西部: 豊田市東部の区域を除く

(※2) 豊田市東部: 旭支所、足助支所、稲武支所及び下山支所管内に限る

(別表2) 洪水警報基準

令和5年6月8日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準(※1)	指定河川洪水予報による基準
尾張東部	名古屋市	堀川流域=25.5, 荒子川流域=15.1, 地蔵川流域=10.3, 香流川流域=14.6, 戸田川流域=7.2, 山崎川流域=11.3, 扇川流域=12.7	堀川流域=(8, 17.5), 荒子川流域=(8, 12.9), 地蔵川流域=(8, 9.2), 香流川流域=(8, 13.8), 戸田川流域=(8, 6.4), 山崎川流域=(8, 9.6), 扇川流域=(8, 11.4), 庄内川流域=(16, 29.9), 新川流域=(8, 23), 矢田川流域=(8, 26.7), 天白川流域=(16, 15.3), 日光川流域=(11, 27.6)	木曾川中流[犬山・笠松], 庄内川[志段味・枇杷島・瀬古], 愛知県天白川水系 天白川[天白川], 愛知県日光川水系 日光川[古瀬], 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]
	瀬戸市	水野川流域=16.2, 矢田川流域=19.1	矢田川流域=(11, 17.1)	庄内川[志段味]
	春日井市	内津川流域=16.6, 八田川流域=12.4, 地蔵川流域=9.8	内津川流域=(9, 16.5), 八田川流域=(9, 11.1), 地蔵川流域=(21, 6.6), 庄内川流域=(9, 45.4)	庄内川[志段味]
	犬山市	五条川流域=16.6, 合瀬川流域=5.8, 薬師川流域=6.7, 郷瀬川流域=12.7	—	木曾川中流[犬山]
	小牧市	大山川流域=15.3, 合瀬川流域=11.1, 薬師川流域=8.4	薬師川流域=(17, 6.3)	木曾川中流[犬山]
	尾張旭市	矢田川流域=22.1	矢田川流域=(12, 19.8)	—
	豊明市	正戸川流域=7, 皆瀬川流域=7.3	正戸川流域=(12, 6.3), 皆瀬川流域=(12, 6.5)	愛知県境川水系 境川・逢妻川[泉田]
	日進市	天白川流域=9.5	天白川流域=(9, 8.5)	—
	長久手市	香流川流域=11.7	—	—
	東郷町	境川流域=15.1	—	—
尾張西部	一宮市	五条川流域=19.5, 青木川流域=11, 大江用水流域=10, 光堂川流域=6.2,	五条川流域=(10, 19.3), 青木川流域=(16, 7.6), 大江用水流域=(20, 5.7), 野府川流域=(10, 5.4),	木曾川中流[犬山・笠松], 愛知県日光川水系 日光川[戸苅・古瀬]

		野府川流域=6.1	日光川流域=(22, 14.4)	
津島市		善太川流域=7.4	善太川流域=(11, 6.2), 日光川流域=(8, 23.3)	木曾川中流[犬山・笠松], 木曾川下流[木曾成戸], 愛知県日光川水系 日光川[古瀬]
江南市		五条川流域=17.6, 青木川流域=9.2, 日光川流域=7.5	五条川流域=(18, 11.9), 青木川流域=(5, 9.1), 日光川流域=(5, 6.1)	木曾川中流[犬山・笠松]
稲沢市		青木川流域=15.7, 大江用水流域=12.3, 三宅川流域=7.2, 領内川流域=7, 福田川流域=11	青木川流域=(8, 14.1), 三宅川流域=(8, 6.4), 領内川流域=(22, 5.7), 福田川流域=(8, 10.6), 日光川流域=(18, 19.5)	木曾川中流[犬山・笠松], 木曾川下流[木曾成戸], 愛知県日光川水系 日光川[戸苅・古瀬]
岩倉市		五条川流域=12.5	五条川流域=(10, 11.5)	木曾川中流[犬山]
愛西市		善太川流域=10.7, 領内川流域=11.3	—	木曾川中流[犬山・笠松], 木曾川下流[木曾成戸], 長良川下流[長良成戸], 愛知県日光川水系 日光川[戸苅・古瀬]
清須市		五条川流域=25.7	新川流域=(8, 28.8)	木曾川中流[犬山・笠松], 庄内川[志段味・枇杷島], 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]
北名古屋		五条川流域=17.7, 水場川流域=6.2, 合瀬川流域=12.8	五条川流域=(10, 15.9), 水場川流域=(10, 5.5), 合瀬川流域=(14, 11.4), 新川流域=(10, 25.2)	木曾川中流[犬山・笠松], 庄内川[志段味・枇杷島], 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]
弥富市		善太川流域=10.7, 筏川流域=13.4	—	木曾川中流[犬山・笠松], 木曾川下流[木曾成戸], 愛知県日光川水系 日光川[古瀬]
あま市		五条川流域=25, 蟹江川流域=13.6, 福田川流域=12.6	蟹江川流域=(10, 13.1), 福田川流域=(10, 11.3), 新川流域=(10, 33.5)	木曾川中流[犬山・笠松], 庄内川[志段味・枇杷島], 愛知県日光川水系 日光川[古瀬], 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]
豊山町		大山川流域=20.5	—	庄内川[志段味], 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]
大口町		五条川流域=16.4	五条川流域=(10, 14.7)	木曾川中流[犬山]
扶桑町		青木川流域=5.5	青木川流域=(8, 4.9)	木曾川中流[犬山]

	大治町	福田川流域=13.8	福田川流域=(10, 12.4), 新川流域=(10, 33.6)	木曾川中流[犬山・笠松], 庄内川[枇杷島], 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]
	蟹江町	蟹江川流域=14.4, 福田川流域=14.5	蟹江川流域=(10, 12.9)	木曾川中流[犬山・笠松], 木曾川下流[木曾成戸], 愛知県日光川水系 日光川[古瀬], 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]
	飛島村	—	—	木曾川中流[犬山・笠松], 愛知県日光川水系 日光川[古瀬]
知多地域	半田市	阿久比川流域=20.3, 神戸川流域=11.3	阿久比川流域=(12, 19.1), 神戸川流域=(12, 9.8)	—
	常滑市	稲早川流域=7, 矢田川流域=14.9, 前山川流域=10	矢田川流域=(11, 9.1), 前山川流域=(11, 9.1)	—
	東海市	大田川流域=13.6	大田川流域=(8, 12.2)	愛知県天白川水系 天白川[天白川]
	大府市	五ヶ村川流域=9.1, 鞍流瀬川流域=12.3, 皆瀬川流域=10.2, 石ヶ瀬川流域=8	五ヶ村川流域=(12, 9), 鞍流瀬川流域=(12, 12.2), 皆瀬川流域=(12, 9.1), 石ヶ瀬川流域=(12, 7.2)	愛知県境川水系 境川・逢妻川[泉田]
	知多市	信濃川流域=10	信濃川流域=(12, 9)	—
	阿久比町	阿久比川流域=13.9	阿久比川流域=(12, 12.5)	—
	東浦町	五ヶ村川流域=19.8, 明德寺川流域=8.9, 石ヶ瀬川流域=18	石ヶ瀬川流域=(12, 17.8)	愛知県境川水系 境川・逢妻川[泉田]
	南知多町	内海川流域=10.5	内海川流域=(10, 10.3)	—
	美浜町	稲早川流域=9.8	—	—
	武豊町	堀川流域=8.8	堀川流域=(12, 7.9)	—
西三河南部	岡崎市	広田川流域=23, 鹿乗川流域=7.5, 乙川流域=28.4, 占部川流域=10.2,	広田川流域=(7, 20.7), 鹿乗川流域=(7, 5.1), 乙川流域=(17, 25.5), 占部川流域=(7, 8.5),	矢作川[高橋・岩津]

		砂川流域=4.8, 伊賀川流域=9.3	砂川流域=(19, 4.3), 矢作川流域=(10, 78.7)	
	碧南市	蜷川流域=10.5, 長田川流域=10.4	蜷川流域=(10, 10.1), 長田川流域=(18, 5.7)	矢作川[岩津・米津]
	刈谷市	猿渡川流域=16.4, 発抗川流域=9.3	発抗川流域=(12, 9.2), 境川流域=(12, 24.3)	矢作川[高橋・岩津], 愛知県境川水系 境川・逢妻川[泉田・一ツ木逢妻川]
	安城市	鹿乗川流域=12, 西鹿乗川流域=7.5, 猿渡川流域=13.3, 長田川流域=10.2, 半場川流域=6.7	鹿乗川流域=(8, 10.8), 西鹿乗川流域=(8, 6.9)	矢作川[高橋・岩津・米津]
	西尾市	矢作古川流域=5.3, 北浜川流域=11.6, 広田川流域=24.1, 矢崎川流域=8.9, 朝鮮川流域=7.2	北浜川流域=(7, 8.9), 矢崎川流域=(8, 7.5)	矢作川[岩津・米津]
	知立市	猿渡川流域=11.3	猿渡川流域=(12, 10.1), 逢妻川流域=(12, 22.1)	矢作川[高橋・岩津] 愛知県境川水系 境川・逢妻川[一ツ木逢妻川]
	高浜市	稗田川流域=6.6	稗田川流域=(11, 5.9)	矢作川[岩津・米津]
	幸田町	広田川(永野)流域=22.9, 須美川流域=4.3, 広田川(町役場付近)流域=11.1, 相見川流域=8.7	須美川流域=(10, 3.7), 広田川(町役場付近)=(10, 9.9), 相見川流域=(10, 7.8)	矢作川[岩津]
西三河北西部	豊田市西部 (※2)	家下川流域=9.2, 巴川流域=40.3, 安永川流域=7.2, 加納川流域=7.2, 猿渡川流域=9.5, 逢妻男川流域=12.2, 逢妻女川流域=17.6	家下川流域=(10, 8.2), 巴川流域=(10, 36.2), 安永川流域=(10, 6.4), 加納川流域=(10, 6.4), 逢妻男川流域=(10, 10.9), 逢妻女川流域=(10, 15.8), 矢作川流域=(10, 58.5)	矢作川[高橋・岩津], 愛知県境川水系 境川・逢妻川[一ツ木逢妻川]
	みよし市	境川流域=14.2	—	—
西三河北東部	豊田市東部 (※3)	矢作川流域=58.1, 名倉川流域=20.4, 巴川流域=36.3, 阿摺川流域=15.8, 大桑川流域=13	矢作川流域=(11, 52.2), 巴川流域=(13, 30.9), 阿摺川流域=(11, 14.2), 大桑川流域=(11, 11.7)	—
東三河北部	新城市	宇連川流域=32.5, 当貝津川流域=16.6,	—	豊川及び豊川放水路[石田]

		海老川流域=16.1, 巴川(豊川水系)流域=18.1, 巴川(矢作川水系)流域=20.6		
	設楽町	大入川流域=12, 当貝津川流域=19.4, 豊川流域=32, 名倉川流域=14.8	—	—
	東栄町	大千瀬川流域=31.7	—	—
	豊根村	大入川流域=22, 古真立川流域=15.6	—	—
東三河南部	豊橋市	神田川流域=11.9, 間川流域=8.5, 柳生川流域=9.8, 梅田川流域=15.2, 紙田川流域=8.8, 内張川流域=5.4	間川流域=(10, 7.6), 柳生川流域=(10, 8.8), 梅田川流域=(12, 11), 内張川流域=(10, 4.8), 豊川流域=(16, 44.9)	豊川及び豊川放水路 [石田・当古・放水路第1]
	豊川市	佐奈川流域=13.3, 白川流域=11.3, 音羽川流域=12.8	豊川流域=(17, 45.4)	豊川及び豊川放水路 [石田・当古・放水路第1]
	蒲郡市	西田川流域=9, 落合川流域=8.2	—	—
	田原市	汐川流域=13.6, 新堀川流域=6.7, 免々田川流域=8.1, 天白川流域=7.5	汐川流域=(12, 12.2), 天白川流域=(12, 7.1)	—

(※1) 複合基準は、(表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表す。

(※2) 豊田市西部：豊田市東部の区域を除く

(※3) 豊田市東部：旭支所、足助支所、稲武支所及び下山支所管内に限る

(別表3)大雨注意報基準

令和5年6月8日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
尾張東部	名古屋市	11	98
	瀬戸市	14	95
	春日井市	12	100
	犬山市	15	95
	小牧市	12	100
	尾張旭市	15	110
	豊明市	15	97
	日進市	12	96
	長久手市	14	95
	東郷町	15	96
尾張西部	一宮市	13	140
	津島市	10	140
	江南市	11	140
	稲沢市	11	140
	岩倉市	13	140
	愛西市	12	140
	清須市	11	140
	北名古屋市	13	140
	弥富市	12	140
	あま市	13	140
	豊山町	13	140
	大口町	13	140
	扶桑町	11	140
	大治町	13	140
	蟹江町	13	140
飛島村	13	140	

知多地域	半田市	16	106
	常滑市	14	97
	東海市	10	108
	大府市	16	124
	知多市	15	97
	阿久比町	12	101
	東浦町	16	123
	南知多町	13	110
	美浜町	15	108
	武豊町	15	103
西三河南部	岡崎市	9	112
	碧南市	13	109
	刈谷市	15	138
	安城市	10	110
	西尾市	9	108
	知立市	16	142
	高浜市	14	137
	幸田町	13	112
西三河北西部	豊田市西部(※1)	13	95
	みよし市	14	100
西三河北東部	豊田市東部(※2)	14	108
東三河北部	新城市	13	106
	設楽町	16	115
	東栄町	14	123
	豊根村	14	131
東三河南部	豊橋市	13	112
	豊川市	12	112
	蒲郡市	11	113
	田原市	15	106

(※1)豊田市西部：豊田市東部の区域を除く

(※2)豊田市東部：旭支所、足助支所、稲武支所及び下山支所管内に限る

(別表4) 洪水注意報基準

令和5年6月8日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準(※1)	指定河川洪水予報による基準
尾張東部	名古屋市	堀川流域=20.4, 荒子川流域=12, 地蔵川流域=8.1, 香流川流域=11.6, 戸田川流域=5.7, 山崎川流域=9, 扇川流域=10.1	堀川流域=(5, 15.8), 荒子川流域=(5, 11.6), 地蔵川流域=(5, 7.7), 香流川流域=(5, 11.6), 戸田川流域=(8, 4.6), 山崎川流域=(5, 8.5), 扇川流域=(5, 10.1), 庄内川流域=(11, 26.8), 新川流域=(5, 20.4), 矢田川流域=(8, 19.7), 天白川流域=(5, 13.8), 日光川流域=(7, 24.5)	庄内川[志段味・枇杷島・瀬古], 愛知県天白川水系 天白川[天白川], 愛知県日光川水系 日光川[古瀬], 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]
	瀬戸市	水野川流域=12.9, 矢田川流域=15.2	水野川流域=(7, 12.9), 矢田川流域=(7, 15.2), 庄内川流域=(7, 37.4)	庄内川[志段味]
	春日井市	内津川流域=13.2, 八田川流域=9.9, 地蔵川流域=7.8	内津川流域=(6, 11.2), 八田川流域=(6, 9.2), 地蔵川流域=(6, 5.9), 庄内川流域=(8, 30.2)	庄内川[志段味]
	犬山市	五条川流域=13.2, 合瀬川流域=4.6, 薬師川流域=5.3, 郷瀬川流域=10.1	五条川流域=(6, 13.2), 合瀬川流域=(7, 4.6), 薬師川流域=(7, 5.3), 郷瀬川流域=(7, 10.1), 木曾川流域=(9, 68.6)	木曾川中流[犬山]
	小牧市	大山川流域=12.2, 合瀬川流域=8.8, 薬師川流域=6.7	大山川流域=(6, 12.2), 合瀬川流域=(6, 8.5), 薬師川流域=(6, 5.7)	—
	尾張旭市	矢田川流域=17.6	矢田川流域=(7, 17.6)	—
	豊明市	正戸川流域=5.6, 皆瀬川流域=5.8	正戸川流域=(7, 5.6), 皆瀬川流域=(7, 3.8)	愛知県境川水系 境川・逢妻川[泉田]
	日進市	天白川流域=7.6	天白川流域=(6, 7.6)	—
	長久手市	香流川流域=9.3	香流川流域=(7, 9.3)	—
	東郷町	境川流域=12	境川流域=(7, 12)	—
尾張西部	一宮市	五条川流域=12.8, 青木川流域=6,	五条川流域=(10, 12.5), 青木川流域=(10, 5.6),	木曾川中流[犬山・笠松],

	大江用水流域=8, 光堂川流域=4.9, 野府川流域=4.8	大江用水流域=(6, 5.1), 光堂川流域=(8, 2.9), 野府川流域=(6, 3.6), 木曾川流域=(6, 85.7), 日光川流域=(8, 9)	愛知県日光川水系 日光川[戸苅]
津島市	善太川流域=5.9	善太川流域=(5, 5.6) 日光川流域=(5, 20.7)	愛知県日光川水系 日光川[古瀬]
江南市	五条川流域=14, 青木川流域=7.3, 日光川流域=6	五条川流域=(9, 10.7), 青木川流域=(5, 6.6), 日光川流域=(5, 5.5)	木曾川中流[犬山]
稲沢市	青木川流域=12.5, 大江用水流域=9.8, 三宅川流域=5.6, 領内川流域=5.6, 福田川流域=8.8	青木川流域=(8, 7.7), 三宅川流域=(5, 4.7), 領内川流域=(5, 5.1), 福田川流域=(5, 5.2), 日光川流域=(5, 17.3)	木曾川中流[笠松], 愛知県日光川水系 日光川[戸苅・古瀬]
岩倉市	五条川流域=9.7	五条川流域=(10, 7.8)	—
愛西市	善太川流域=8.5, 領内川流域=9	善太川流域=(10, 6.8), 領内川流域=(6, 9), 日光川流域=(11, 20.5)	木曾川中流[笠松], 木曾川下流[木曾成戸], 長良川下流[長良成戸], 愛知県日光川水系 日光川[戸苅・古瀬]
清須市	五条川流域=20.5	五条川流域=(5, 20.5), 新川流域=(7, 19.8)	庄内川[枇杷島], 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]
北名古屋市	五条川流域=14.1, 水場川流域=4.9, 合瀬川流域=10.2	五条川流域=(10, 14.1), 水場川流域=(6, 3.3), 合瀬川流域=(10, 8.2), 新川流域=(6, 22.4)	愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]
弥富市	善太川流域=8.5, 筏川流域=10.7	善太川流域=(8, 8.5), 筏川流域=(6, 10.7), 日光川流域=(10, 17)	木曾川下流[木曾成戸], 愛知県日光川水系 日光川[古瀬]
あま市	五条川流域=20, 蟹江川流域=10.8, 福田川流域=10	五条川流域=(6, 20), 蟹江川流域=(6, 10.8), 福田川流域=(6, 9.4), 新川流域=(6, 25.4)	庄内川[枇杷島], 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]
豊山町	大山川流域=16.4	—	—
大口町	五条川流域=13.1	五条川流域=(10, 10.5)	—
扶桑町	青木川流域=3.4	青木川流域=(5, 3.3)	木曾川中流[犬山]

	大治町	福田川流域=11	福田川流域=(6, 10.1), 庄内川流域=(12, 27.8), 新川流域=(6, 26.9)	庄内川[枇杷島], 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]
	蟹江町	蟹江川流域=7.9, 福田川流域=11.6	蟹江川流域=(10, 7.9), 福田川流域=(10, 11.6), 日光川流域=(10, 17)	愛知県日光川水系 日光川[古瀬]
	飛島村	—	日光川流域=(8, 28.4)	愛知県日光川水系 日光川[古瀬]
知多地域	半田市	阿久比川流域=16.2, 神戸川流域=9	阿久比川流域=(8, 13.8), 神戸川流域=(8, 7.5)	—
	常滑市	稲早川流域=5.6, 矢田川流域=11.9, 前山川流域=8	稲早川流域=(11, 4.5), 矢田川流域=(7, 8.2), 前山川流域=(7, 8)	—
	東海市	大田川流域=10.8	大田川流域=(5, 10.8)	愛知県天白川水系 天白川[天白川]
	大府市	五ヶ村川流域=7.2, 鞍流瀬川流域=9.8, 皆瀬川流域=8.1, 石ヶ瀬川流域=6.4	五ヶ村川流域=(8, 7.4), 鞍流瀬川流域=(8, 9.8), 皆瀬川流域=(8, 8.1), 石ヶ瀬川流域=(8, 6.4) 境川流域=(13, 17.4)	愛知県境川水系 境川・逢妻川[泉田]
	知多市	信濃川流域=8	信濃川流域=(7, 8)	—
	阿久比町	阿久比川流域=11.1	阿久比川流域=(7, 11.1)	—
	東浦町	五ヶ村川流域=13.9, 明德寺川流域=7, 石ヶ瀬川流域=14.4	明德寺川流域=(8, 7.1), 石ヶ瀬川流域=(12, 11.5)	愛知県境川水系 境川・逢妻川[泉田]
	南知多町	内海川流域=8.4	内海川流域=(6, 8.4)	—
	美浜町	稲早川流域=7.8	稲早川流域=(7, 7.8)	—
	武豊町	堀川流域=7	堀川流域=(7, 6.1)	—
西三河南部	岡崎市	広田川流域=18.4, 鹿乗川流域=6, 乙川流域=22.7, 占部川流域=8.1, 砂川流域=3.9,	広田川流域=(5, 18.4), 鹿乗川流域=(5, 4.6), 乙川流域=(7, 22.7), 占部川流域=(5, 7.7), 砂川流域=(9, 3.8),	矢作川[高橋・岩津]

		伊賀川流域=7.4	矢作川流域=(10, 70)	
	碧南市	蜷川流域=8.4, 長田川流域=8.3	蜷川流域=(6, 8), 長田川流域=(6, 5.1)	矢作川[米津]
	刈谷市	猿渡川流域=13.1, 瓮抗川流域=7.4	猿渡川流域=(7, 12.9), 瓮抗川流域=(7, 7.4), 境川流域=(7, 21.6), 逢妻川流域=(7, 19)	愛知県境川水系 境川・逢妻川[泉田・一ツ木逢妻川]
	安城市	鹿乗川流域=9.6, 西鹿乗川流域=6, 猿渡川流域=10.6, 長田川流域=8.1, 半場川流域=5.3	鹿乗川流域=(5, 9.6), 西鹿乗川流域=(5, 4.9), 猿渡川流域=(5, 10.6), 長田川流域=(7, 4.3), 半場川流域=(8, 4.9)	矢作川[岩津]
	西尾市	矢作古川流域=4.2, 北浜川流域=9.2, 広田川流域=19.2, 矢崎川流域=7.1, 朝鮮川流域=5.7	北浜川流域=(5, 8), 矢崎川流域=(5, 6.8), 朝鮮川流域=(5, 5.7), 矢作川流域=(5, 74.5)	矢作川[岩津・米津]
	知立市	猿渡川流域=9	猿渡川流域=(12, 9), 逢妻川流域=(8, 19.6)	愛知県境川水系 境川・逢妻川[一ツ木逢妻川]
	高浜市	稗田川流域=5	稗田川流域=(7, 5)	—
	幸田町	広田川(永野)流域=18.3, 須美川流域=3.5, 広田川(町役場付近)流域=8.8, 相見川流域=6.9	須美川流域=(6, 3.3), 広田川(町役場付近)流域=(6, 8.6), 相見川流域=(6, 6.6)	—
西三河北西部	豊田市西部 (※2)	家下川流域=7.3, 巴川流域=32.2, 安永川流域=5.7, 加納川流域=5.7, 猿渡川流域=7.6, 逢妻男川流域=9.7, 逢妻女川流域=14	家下川流域=(6, 7.3), 巴川流域=(10, 25.8), 安永川流域=(6, 5.7), 加納川流域=(10, 5.7), 猿渡川流域=(6, 7.6), 逢妻男川流域=(6, 9.7), 逢妻女川流域=(6, 14), 矢作川流域=(10, 41.6)	矢作川[高橋・岩津], 愛知県境川水系 境川・逢妻川[一ツ木逢妻川]
	みよし市	境川流域=11.3	境川流域=(7, 11.3)	—
西三河北東部	豊田市東部 (※3)	矢作川流域=46.4, 名倉川流域=16.3, 巴川流域=29, 阿摺川流域=12.6, 大桑川流域=10.4	矢作川流域=(11, 37.1), 名倉川流域=(11, 13), 巴川流域=(13, 27.8), 阿摺川流域=(11, 10.1), 大桑川流域=(11, 10.4)	—
東三河北部	新城市	宇運川流域=26, 当貝津川流域=13.2, 海老川流域=12.8,	海老川流域=(6, 12.8), 巴川(矢作川水系)流域=(10, 16.4), 豊川流域=(10, 37.4)	豊川及び豊川放水路[石田]

		巴川(豊川水系)流域=14.4, 巴川(矢作川水系)流域=16.4		
	設楽町	大入川流域=9.6, 当貝津川流域=15.5, 豊川流域=25.6, 名倉川流域=11.8	当貝津川流域=(13, 12.4)	—
	東栄町	大千瀬川流域=25.3	—	—
	豊根村	大入川流域=17.6, 古真立川流域=12.4	—	—
東三河南部	豊橋市	神田川流域=9.5, 間川流域=6.8, 柳生川流域=7.8, 梅田川流域=12.1, 紙田川流域=7, 内張川流域=4.3	間川流域=(10, 6.8), 柳生川流域=(6, 7.8), 梅田川流域=(10, 7.7), 紙田川流域=(10, 5.6), 内張川流域=(6, 4.3), 豊川流域=(12, 35.5)	豊川及び豊川放水路[石田・当古・放水路第1]
	豊川市	佐奈川流域=10.6, 白川流域=9, 音羽川流域=10.2	佐奈川流域=(6, 10.4), 音羽川流域=(10, 10.2), 豊川流域=(9, 40.9)	豊川及び豊川放水路[石田・当古・放水路第1]
	蒲郡市	西田川流域=7.2, 落合川流域=6.5	落合川流域=(5, 6.5)	—
	田原市	汐川流域=6.8, 新堀川流域=5.3, 免々田川流域=6.4, 天白川流域=6	汐川流域=(12, 5), 新堀川流域=(12, 4.2), 免々田川流域=(12, 5.1), 天白川流域=(7, 5.4)	—

(※1) 複合基準は、(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表す。

(※2) 豊田市西部：豊田市東部の区域を除く

(※3) 豊田市東部：旭支所、足助支所、稻武支所及び下山支所管内に限る

(別表5)高潮警報基準

令和4年5月26日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	潮位(標高m)	備考
尾張東部	名古屋市	2.5 *	
	豊明市	*	
尾張西部	一宮市	*	
	津島市	*	
	稲沢市	*	
	愛西市	*	
	清須市	*	
	北名古屋市	*	
	弥富市	3.3 *	
	あま市	*	
	豊山町	*	
	大治町	*	
	蟹江町	*	
	飛島村	3.3 *	
知多地域	半田市	2.0 *	
	常滑市	2.5 *	
	東海市	2.9 *	
	大府市	*	
	知多市	2.9 *	
	阿久比町	*	
	東浦町	3.2 *	
	南知多町	1.8 *	
	美浜町	2.0 *	伊勢湾に面した地域
		2.0 *	知多湾に面した地域
西三河南部	武豊町	2.3 *	
	碧南市	2.2 *	
	刈谷市	2.3 *	
	安城市	*	
	西尾市	2.3 *	
	知立市	*	
	高浜市	2.0 *	
東三河南部	豊橋市	2.5 *	三河湾に面した地域
		3.5	外海に面した地域
	豊川市	2.5 *	
	蒲郡市	2.5 *	
	田原市	2.5 *	三河湾に面した地域
		3.5	外海に面した地域

* 愛知県が定める基準水位観測所における高潮特別警戒水位への潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発表する場合があります。

(別表6)高潮注意報基準

令和4年5月26日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	潮位(標高m)	備考
尾張東部	名古屋市	1.7	
尾張西部	弥富市	1.7	
	飛島村	1.7	
知多地域	半田市	1.6	
	常滑市	1.6	
	東海市	1.7	
	知多市	1.7	
	東浦町	1.6	
	南知多町	1.5	
	美浜町	1.6	伊勢湾に面した地域
		1.5	知多湾に面した地域
西三河南部	武豊町	1.6	
	碧南市	1.6	
	刈谷市	1.6	
	西尾市	1.6	
東三河南部	高浜市	1.6	
	豊橋市	1.7	三河湾に面した地域
		1.7	外海に面した地域
	豊川市	1.7	
	蒲郡市	1.7	
	田原市	1.6	三河湾に面した地域
1.7		外海に面した地域	

別表1～別表4大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

- (1) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準*は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (2) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準*は1km四方毎に設定している。別表1及び3において、土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準の最低値を示す。
- (3) 別表2及び4において、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数*30以上」を意味する。
- (4) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表2及び4の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示す。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表す。
- (5) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示す。
- (6) 別表2及び4の、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報、または、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

<参考>

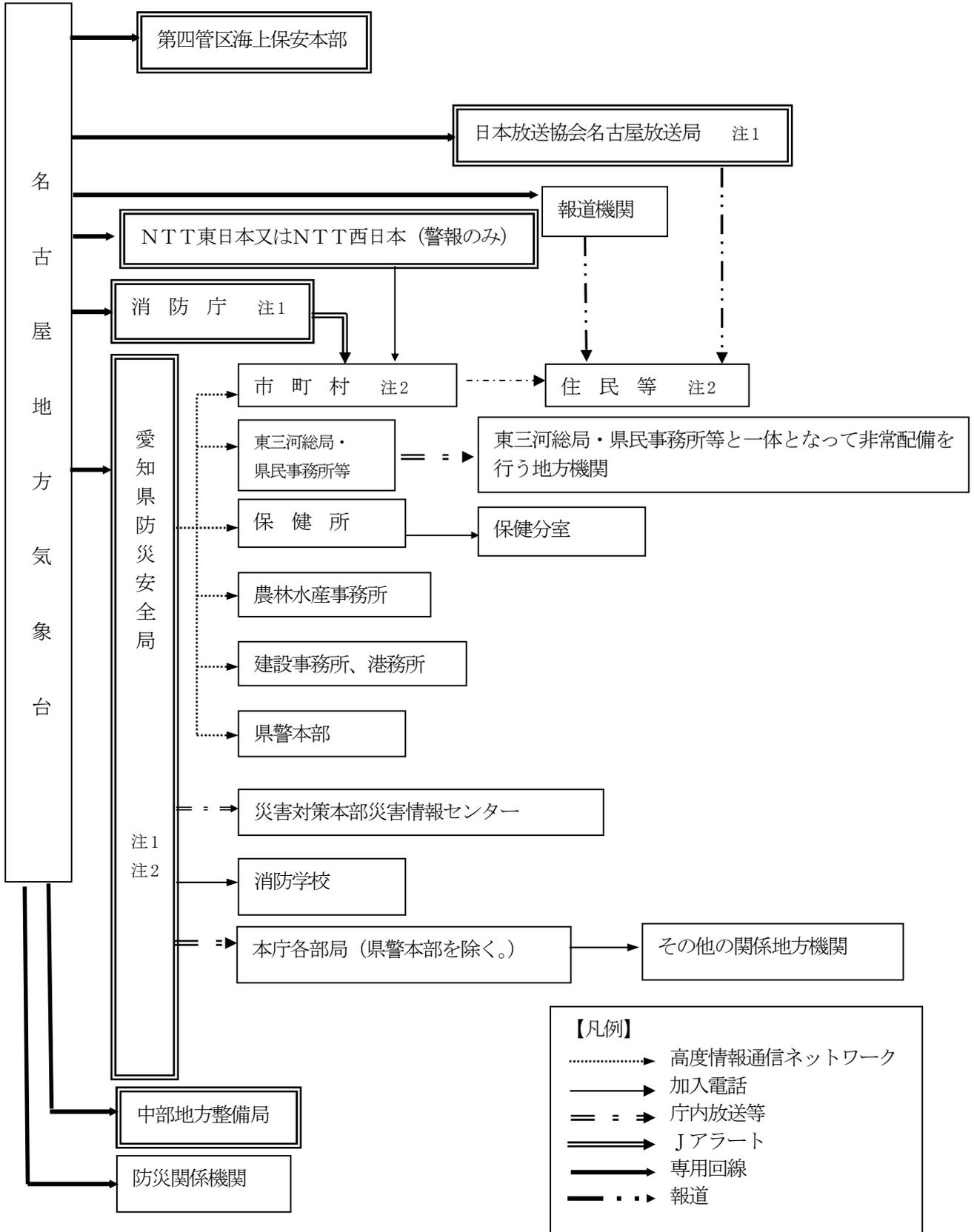
表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

土壌雨量指数：降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

流域雨量指数：河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

第二節 水防に関連する予報・警報の伝達

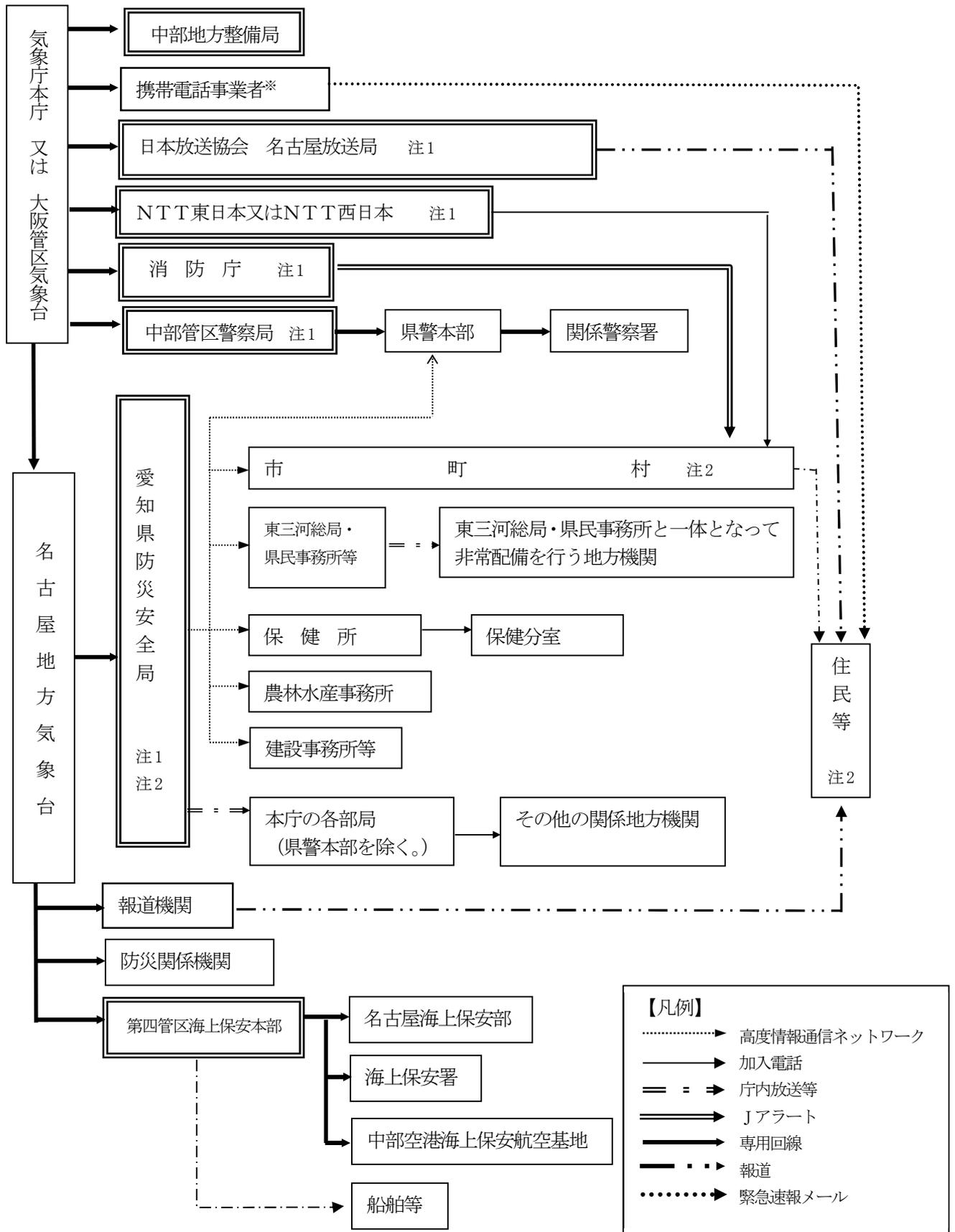
1 気象、高潮及び洪水に関する警報等伝達系統図



注1) 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

注2) 愛知県から市町村、市町村から住民への経路及び日本放送協会名古屋放送局から住民への経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務づけられている。

2 津波警報等の伝達系統図



※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

注1) 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

注2) 愛知県から市町村、市町村から住民への経路及び日本放送協会名古屋放送局から住民への経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務づけられている。

